

賀来神社卯酉の神事について

加 藤 泰 信

- 一 はじめに
- 二 史的背景
- 三 標成
- 四 道具
- 五 所作(振り)
- 六 おわりに

一 はじめに

大分市大字賀来に鎮座する賀来神社は、柞原八幡宮の摂社であり、武内宿禰命と建磐龍命を祭神としている。明治維新までは、善神王宮といわれていた。

武内宿禰命は、平常は柞原八幡に仕え、九月一日から十一日（明治初期までは、太陰暦八月朔日から十一日）の間のみ還幸する。この十一日間が祭礼期間で、賀来の市といわれる。昭和三十六年以後七日間に短縮されたが、卯酉の年には従来通り、十一日まで開催されている。

卯酉の神事は、通称賀来の大名列といわれ親しまれている。六年に一度、十二支の卯・酉の年に執行される行列には、数万の参詣者が集まり賑う。一日・六日・十一日の夕刻七時より振り始める。一日は「お下り行幸」で、柞原宮より賀来神社までの約四キロを、御神体を供奉し、餅田集落の白張より神社までの一・二キロの間で道具を振る。六日は、旧賀来大庄屋跡より神社まで約五〇〇メートル、十一日は「お上り行幸」で、一日の逆コースをとる。先徒士、槍組・鉄砲組・弓組・惣大名組に大道具・儀仗の列が続く。供奉太鼓を入れると二百数十名を越える。各組に属する小道具と九種類の大道具の「振り（所作）」が見事で目を奪う。

現在のような大名列に似た形態をとるようになったのは、明治以降である。維新後、大給家より道具の寄進があり、これを契機に盛大となつたものである。近世の行列は社役行列であり、天保年間の挾箱が現在も使用されており、そのつながりを示している。

二 史的背景

前述のように卯酉の神事は、直接的には江戸時代の社役行列を基礎として発展したものである。これを、さらにさかのぼつて柞原宮との関係からみれば、鎌倉時代以降の大神宝調達の行列に、その起源を求めるができるかもしない。

〔柞原八幡宮文書〕^(注1)中、寛喜二年（一二三〇）「豊後國司廳宣案」によれば、阿南郷を一円不輸とし、豊後一宮八幡賀来社（現柞原八幡宮）の大進宝用途料としている。この中に「阿南郷内平丸名」が出ており、「神寶修理用途也」とされている。同じく天福元年（一二三三）七月十八日の「豊後國阿南庄文書案」では、「應下以三管豊後國阿南郷平丸名等、爲不輸神領、令じ勤ニ同國一宮賀來社陸簡年壹度大神寶・同初拝神寶等事」と官宣旨が出されている。國司の初拝時と、六か年に一度の大神宝調進は、宇佐神宮にならつたもので六か年は卯酉の年にあたる。

この平丸名（保）は阿南郷内に属していたが、賀来荘の分離に伴い、同荘に付属することになる。「弘安図田帳」には、「大

分郡賀來莊二百三十町、本莊二百町、領家一条前左大將ノ室家、地頭職賀來五郎惟永、平丸名三十町、領家山法師備後僧都秀、地頭同前」とある。平丸名の現在地は確定していないが、おそらく大字賀來の、条里制跡付近であろうと推定されている。

平丸名（保）と柞原八幡宮との関連を、もう少しみよう。「柞原八幡宮文書」の嘉元三年（一三〇五）二月「由原年中行事次第案」では、正月一日の項で「一、自朔日、散供米二斗七升之事、此内一斗七升者平丸地頭役賀來長門守納之。一斗者二分賀來越中守勤之、一分万壽寺座主……八月一日 注連下 稲八百三十六束、平丸保役」とある。さらに、正慶元年（一三三二）正月の「年中行事次第」では「二日、御供備進、料田六段、在賀來庄、神官酒肴料田壹町、當庄内平丸保在之。……六月朔日 在序酒肴料田五段、當庄平丸保在之。……八月放生會 一日注連下 神官供僧齋饌、平丸保役」と記され、八月の放生会の注連下をはじめ、正月神事の行事等に關係している。

もつとも、時代が下って応永廿一年（一四一四）の「善直・永弘連署状案」を見ると、放生会神事の勤めを滞らせており、平丸名役の無沙汰を咎め勤仕を命じている。これ以後、平丸名の地名は出てこなくなる。

室町末、戦国期には、大神宝調進は衰えたとみられるが、柞原八幡宮は大友氏が保護している。

江戸時代に入り、日根野以来、大給の代々藩主による保護政策で、浜の市は西日本三大市の一つといわれるようになつた。賀来善神王への崇敬も厚く、その祭礼も盛んとなつて、賀来の市の名で知られるようになる。

祭日の期間に関する史料は、江戸初期のものについては未見である。元禄七年（一六九四）の「府内藩記録 御用留」八月八日の項に、「賀來村善神王、來ル十一日祭礼ニ付、善神王社人共富を仕立、宮之破損之修復仕度由……」とある。また、同記録「郡代覚書」宝曆二年（一七五二）七月廿九日の条に「一、來月二日三日放生會」、賀來村善神王宮祭礼中廻り足輕弐人」とあるから、十一日が重要な日であったことと、宝曆期には何日間かに亘っていたのではないかと考えられる。なお、祭礼中の小屋掛願が宝曆十一年（一七六一）の「御用留」に掲載されていることから、賀來の市の様子が知られる。この年は、大御所家重の死去に伴い、還幸は三日に執行している。

史料の上で、祭礼期間が明確になるのは寛政以後である。寛政二年（一七九〇）「府内蕃記録 御用留」七月廿八日の条には、「賀来村善神王宝藏修復仕度付、來月朔日より同十一日迄、万人講請申度、氏子共奉願由、庄屋組頭書附森孫兵衛差出候付願之通申渡、」とある。また同年八月一日の項に「賀来村善神王昨日還幸」と記されている。この還幸は、万人講を記した史料からみても賀来への還幸を指すものである。

江戸時代後半には、祭日も八月朔日から十一日までと固定化されたようである。文化十年（一八一三）の「郡代覚書」七月廿三日の小屋願には、賀来村とその周辺、および府内などの商人名とともに、期間が示されている。

小屋願

一、本小屋上市村五平 同下市村源治郎 同国分村伴四郎 （中略）

メ 式拾式人

右之者共、例年之通米ル八月朔日より十一日迄、市中小屋掛仕、商賣仕度段奉願之通被為仰付被下候ハ、難有奉存候、此段宣被仰上可被下候、以上、

西七月

手代宛 賀来村組頭藏右衛門彦右衛門
同村大庄屋安部源五右衛門

これらからみて、遅くとも一八世紀末には十一日間の祭礼期間となっていたと考えられる。

ついでに、「太宰管内志」より善神王に関する部分を引用してみよう。
〔神洞隨筆〕に、大分郡賀来郷賀来村に、善神（ゼジン）王ノ社と云物あり、此神常には、柞原八幡ノ社内ニ在りて、八幡の山を守護すと云、故に神官と云へども、常には聊も八幡ノ社木を取ル事なし、もし強いて取れば、善神（ゼジン）王忽に祟りをなすと云、さるを此神ノ祭、八月朔日より初まりて、同月十一日に畢る、故祭ノ間は賀来ノ社に帰て逗ります事なり、此間に柞原ノ神官など頻に社木を切て薪とす、十一日に此神柞原に物し給ふより又いみしく木を伐る事を禁む、さて賀来ノ

社ノ祭と云は、十日の間、諸方、人多く集りて、通夜と云事をして祭を行ふ、此社は、柞原ノ社より南一里にあり、則堂尻川の川下なり、賀來村は、人家三百軒許あり、さて此賀來ノ社ノ善神王ノ神體と云ものは、柞原八幡の材木のこけらを持って作る事なり、柞原ノ社は三十三年に一度改造るに、其第一の材木のこけらを用ふる由なり、されば其神体と云物は、いといとかりそめなる物なり、只に頭ばかりを作りて、常には柞原八幡の神殿ノ内の柱にかけておく事なり、善神王ノ祭の時には、其神官二人有りて、神体を手に捧げて、賀來ノ社に至る、又其祭ノ内に善神王ノ神輿と云物をかきて馬のあとより行ク事なれど、輿には乗り給ふことはなきなり、濱ノ市ノ祭の時も此神八幡宮の神輿の御供なるが、例の神官、手に捧げて、馬上にてものする事なりとあり、

「神洞隨筆」の成立年は不詳であるが、「太宰管内志」は天保十二年に脱稿しているので、それ以前ということになる。「太宰管内志」の著者伊東常足は、文政九年、現国東町の文殊仙寺を、史料収集で訪れ宿泊したことが寺蔵文書「第壹号 縁起」に記録されているから、大まかにみると文化年間末以前にはすでに「神洞隨筆」に記載されているような状況になっていたものであろう。

「府内藩記録」で、行列についての記述は「天保十四年 日記—御用留日記—」が最初である。

御届奉申上覚

一、賀來村善神王宮祭礼ニ付、先例卯酉社役、行列相勤來ひ、則當年相勤此間、此段御届、宜敷様、被仰上可被下ひ、以上、

卯 七月

賀來村組頭 神役掛

久 米 之 進

同村 庄屋格 組頭

政 右 衛 門

同村預り 高崎村大庄^(二)格

先例による卯酉社役行列が、村役人の指揮下でなされていたことが示されている。この天保十四年（一八四三）には、現在も使用されている金紋先箱が寄進されている。箱蓋の内側に、高崎、府内、西新町、東院、宮苑、畠中、永興などの地名と寄進者名が記されており、崇敬者の広がりを見ることができる。また、年代は不明であるが、天目檜の球形真鍮取付部分の銘には、国分と光吉村からの寄進者の名前が刻まれている。姓が記されていないので、江戸末期か、おそらくとも、明治初年のものであろう。これらの史料からみて、一九世紀初期には、氏子による社役行列が、卯酉の年に盛大に行なわれていたことがわかる。

明治維新後、大給家より道具の寄進がなされ、これを契機に卯酉神事はさらに発展してきた。大給家の紋入り鉢箱（金紋先箱）は、漆塗りの逸品で、卯酉の年には拝殿に飾られる。これを収納する外箱は、明治五年に「國東屋」より寄進されている。

社役行列から大名行列に似た形態をとるようになったのは、明治以降である。太陽暦の採用に伴ない、祭礼も九月一日より十一日までに変更された。旧賀来大庄屋の居住する桑原集落より忽大名、上片面より檜大名、餅田より鉄砲大名、市より弓大名が出場する。これらの大名は、明治前期には部主と呼ばれた。弓部など、それぞれの部の主の意味であろう。のちに大名（桑原）と三名の大将（足輕大將の意）、大正期後半には、忽大名および大名と称するようになった。戦前までは、大名には集落の有志者・富豪の子弟で、十歳以下の長男があてられていた。大名と若衆は化粧する風習があり、本来、稚児であったものが、明治以降、大名にあてられたものであろうか。

行列の見どころは、大道具、小道具の振りにある。昭和二十年は、終戦の混乱期で中止したが、二十六年には復活した。この年から一般参詣者の要請で、本来は、出迎えの行列のみであつた朔日にも道具を振るようになった。六日には、社役行列を指揮した桑原の旧大庄屋前より賀来神社まで、十一日は賀来神社より餅田の白張まで振る。戦前は柞原宮まで行列をなし、沿

道の集落付近でも振っていた。昭和三十年代以後は、道路事情から、賀来神社付近では、主として河川敷を利用している。

昭和三十三年三月二十五日、記録すべき無形民俗資料として、大分県教育委員会により選択された。

三 構 成

現在の行列の構成・順序は、昭和三十二年決定のものを受けついでいる。

- 先徒士 一〇名 中尾集落
- 槍組 二〇名 勢子一〇名、小野鶴集落。徒士二名、大名一名、若党二名、付添一名、小道具四名。上片面集落。
- 鉄砲組 二〇名 勢子一〇名、徒士二名、大名一名、若党二名、付添一名、小道具四名、餅田集落。
- 弓組 二〇名 勢子一〇名、脇集落。徒士二名、大名一名、若党二名、付添一名、小道具四名、市集落。
- 総大名組 二一名 徒士二名、惣大名一名、若党二名、付添一名、小道具五名、桑原集落。
- 大道具 四二名 大唐人傘五名、井出上集落。
- 天目槍四名、上片面集落。金紋先箱四名、桑原集落。立傘、台傘五名、中島集落。
- 大鳥毛槍五名、大坪集落。島田頭四名、脇集落。唐人傘五名、市集落。鳥毛槍五名、餅田集落。
- 大熊毛槍五名、中島集落。
- 儀仗 八七名 神杖一名。白旗持八名。花槍（先槍）二名。神名旗一名。太刀持二名。弓持二名。別当役一二名。傘持四名。神官四名。押さえ二名。高張五〇名。
- 二一〇名
- 合計
- その他 花傘持。御前提灯持。太鼓供奉（近隣集落より）

四 道 具

1 扇 装

大名は、袴・袴・振袖着用。惣大名は麻布地を使用する。若党は、小袖・袴・袴の近従侍の姿で、大名とともに化粧をする。徒士は紋付羽織に袴を着用し、陣笠をかぶる。以上は、大小刀を帯びる。勢子は、陣笠をつけ、筒袖の足軽姿で、刀をささない。

大道具、小道具の振子は、カンバンという、たもとのある紺色の長着を着る。尻からげをしても、膝が隠れるくらいの長い丈をとつてある。襟は、帯と同じダンダラの模様である。刀は一本腰に差す。小道具の草履取りと立傘役は、紙緒の藁草履、鉢箱持ちと槍持ち、および大道具の振子は紙緒の草鞋を履く。

2 道 具

大道具・小道具・勢子隊用具と儀仗の用具からなる。

(1) 大道具

- (ア) 大唐人傘。一本。長さ二間半（四メートル五〇センチ）、重さ三貫余（約十二キロ）で、白色の馬尾毛をつけた長槍。白熊ともいふが、台がついているので、厳密にいえば白熊ではない。手渡しで振る。
- (イ) 天目槍。一本。長さ四メートル一〇センチ、重さ一二キロ、直径二九センチの真鍮の球を頂上につけた長槍。手渡しで振る。
- (ウ) 金紋先箱。二個。重さ六貫（約二三キロ）。行列に使用するものは扇の模様を入れてある。手渡し。
- (エ) 立傘・台傘。各一本。二メートルと一・六メートル。袋飾りをしてあり、少年が投げ渡しで振る。

- (4) 大島毛槍。二本。長さ四メートル五〇センチ、重量一二キロ、長槍で穂先を黒色の鶏尾で飾る。手渡し。
- (4) 島田頭。一本。長さ四メートルほどの長槍。穂先に、二個の円筒を装着し、表裏が紺と赤のビロード（現在は木綿）の垂布（短冊）を下げる。布は四枚になり、それぞれ先端に二個あて、鈴を下げてある。手渡し道具。島田結いの形からつけられた名称であろう。
- (4) 唐人傘。三メートル柄の短槍。穂先に馬尾毛を飾った約七キロの投渡し道具。
- (4) 鳥毛槍。一本。三メートル柄の短槍。鶏尾で穂先を飾る。重さ約七キロの投渡し槍。
- (4) 大熊毛槍。一本。穂先に白と茶の馬毛を植えつけ棒状にした短槍。三メートル柄の投渡し道具。
- (2) 小道具
- (7) 槍。四本。長さ二メートルの細柄の槍で、四大名の各組に一本ずつ配置する。
- (1) 鉄箱。四丁。三ツ巴の紋を入れた黒色の箱。柄の長さは約二メートル。各組に一丁。
- (4) 立傘。四本。長さ一・八メートル。竹枠に黒ビロードの袋をかぶせ、赤の房紐で根本を結んだ唐傘。各組に一個。
- (4) 草履。四足。各組の草履取りが手に持つて振る。各組毎に形が多少異なる。
- (4) 床几。一個。総大名組のみ使用。
- (3) 勢子隊用具
- (7) 毛槍。一〇本。長さ三メートル。先端を茶色の馬毛で飾る。槍組の勢子が用いる。柄は現在、杉製である。
- (4) 鉄砲。一〇挺。長さ一メートル。緑色の羅紗袋に、銃を型どった木材を納めたもので、鉄砲組用。
- (4) 弓。一〇挺。矢筒を弓に添えた模型の弓。弓組が使用する。三ツ巴の紋入りである。
- (4) 神体儀仗用具
- (7) 神杖。一対。竹製で、白紙で包装する。

- (1) 白旗。八流。柄の長さ三メートル。八幡（ヤハタ）を象徴する。
- (2) 花槍。一対。先端（ハナ）の槍で、先槍ともいう。細柄である。
- (3) 神名旗。「賀来神社」銘の幟。受持役（神役）が狩衣姿で奉持する。
- (4) 太刀。袴姿の受持役が奉持。一対。
- (5) 金弓。鉄製の弓で袴姿の受持役が持つ。
- (6) 大弓。重藤の弓で、陣羽織を着た受持役が持つ。弓はそれぞれ一挺。
- (7) 神幣。一本。金属製金色の大幣。神官が馬上に奉持。
- (8) 御神体。馬の使用は昭和四〇年代まで、現在は徒步。神官は口覆いをする。
- (9) 御傘。三本。長柄の大唐傘で、受持役が神幣と神体にさしかける。
- (10) 押さえ。三メートルの薙刀。麻衣姿の受持役が薙刀を横たえて持ち、神官に従い群衆が近寄るのを制止する。
- (11) 供奉太鼓。付近の集落から自発的に参加し、後供を勤める。昭和五十六年には、野田・下小野鶴・国分・中尾・片面・上小野鶴・餅田・平横瀬・桑原・国分新町が参加した。
- (12) 花傘。氏子および近隣集落より奉納の意味で参加する。
- 五 所 作（振り）
- (1) 小道具（十二歳から十五歳の少年）
- (2) 草履取り 左右の腕を前に曲げて、大名用の上草履を胸の前に持ち、あるいは両腕を広げ、左手で草履を持つ。腕を広げた時の右手は印を結んでいる。右足を前に出した時には、手首を回わして草履の表を見せる。左足を出した時は、その逆とする。前列左側に位置し、立傘役と並んで歩調を合わせる。

(1) 立傘役 小道具中の花形役である。立傘を右手で持ち、右脇に立てる。頭上で横にかまえ、水平にして風車のように回転させ、あるいは首や腰の周囲を回わす。時折、中空高く投上げ右手で受け止める。「コリヤッサ、コリヤッサ」と勇ましい掛け声を発して振る。

鳥居にさしかかると、調子を整え立傘を投げ上げてその上を越えさせ、落下した傘の付根を右手で受取る妙技を見せる。立傘の島居越しである。

(2) 鉄箱持ち 草履取りの後に続く。柄を右肩に担いで、特に腰を落とし、尻をやや後に出して体を安定させる。家鉄に脚を折って、内股で立傘役に歩調を合わせる。斜め前の立傘役の掛け声に呼応して「コリヤッサ、コリヤッサ」と掛け声を出して進む。

(3) 槍持ち 槍の柄を右手で持ち、右脇に鉄むように立てる。左手は、水平に伸ばして印を結ぶ。立傘の後に位置する。小道具役は全員、太股につくくらい脚を後にはね上げる。

(4) 床几持ち 総大名組のみにある役で、右手に折畳んだ床几を持って、他の四人に歩調を合わせて進む。行列休止（下座）の時には、惣大名の近くに進んで床几を立て、行列開始（振立て）時には、床几を畳んで備える。その所作が特異で、規模が大きい。

(2) 大道具（青壯年。中島の立傘・台傘は少年が振る。）

(1) 大唐人傘 振子は五人立て、前列左右の者が大唐人傘を右脇に保つ。後列の者は、両手を胸にあて歩調を合わせる。やがて両手を広げ、中央の一人が前列よりも先に進み出て、「エー、サーヨ、サートサ」と掛け声を出しながら、前列左の者の大道具を手渡しで受取り、前列右に移動する。同時に、前列右の者は前列左に、前列左は後列左に、後列左は後列右に、後列右は中央に移動する。この順序で交代しながら行列を進める。両手を広げた時は、体ごと左右に腕を大きく回わす。足は左へ右へと、じぐざぐに進む。

(1) 天目槍 四人立て。前列二名が、右手と肩で槍を支える。左手は水平に伸ばして均衡をとる。進行する時は、右足を上げ

て前に出し、左の足をすり足で右に揃える。道具を渡すと後へ下がり、態勢が整うと短かく「シツ」と合図する。鳥居をくぐった後は、前の者が「シツ」と唱える。掛け声はなく、この合図のみで壯重である。

(4) 金紋先箱 四人立て。前列の二名が一対の鉢箱を担ぐ。「ハーレワサートヨイ」・「コーレワサートヨイ」と声を掛けて練る。足は箱の柄と脚が平行になるくらい高く上げる。

振り始めは、拍子木の三回目の音で右足を上げて進み、左足を右足にそろえる。素手の者は、胸に両手をあてて進む。道具の受渡しは、前列左右の振子の側に、後列の二名が両腕を広げて近づき並列し、静かに箱を受け取る。前列の者は、素早く退き、後列に並ぶ。鳥居をくぐる時は、金紋先箱を立てる。重厚な振りである。

(5) 立傘・台傘 五人立てで少年が振る。テンポの早い軽快な行列で、「コレワサー、コイサ、コレワサトサ」の掛け声をかけながら、さっと身軽に進み出て「コレワサー、コイツ」で、素早く道具を投渡して交代する。気合の入った大きな動作に特徴がある。

(6) 大鳥毛槍 五人立て手渡し、大唐人傘と好一対である。「サ一、サーヨ、サートサ」という掛け声は、優雅でしかも壮大さを感じさせる。足は交互に前へ出すが、出す前に一寸ステップする。

(7) 島田頭 四人立て、無言の行列であるが、道具の飾りと、大きな歩幅で、静寂さとともに優美な風格を持つ。島田頭の手渡しは、後列の素手の二人が同時に前列へ進み、四人が横一列に並んで静かに受渡す。前列にいた二名は後列に退き、歩調を整える。

(8) 唐人傘 五人立て 投渡し。動作は勇壮活発。両手は胸にあてず、あごの下あたりで合わせ印を結ぶ。投渡す時は、前方に出て振返る振子に、前列左侧の振子が「コーキ」と呼び掛け合図し、次の「コーキ」でさっと投げる。受取った振子は「コーキ」と叫び、体をひねって槍を脇に保ち「ンヨ、サートサ」の合唱で、全体の態勢を整える。

(9) 鳥毛槍 五人立て、投渡し。進行中、素手の者は、両手を胸にあてる。掛け声は唐人傘と同じだが、所作は温和で沈着。

(分) 大熊毛槍 五人立て、投渡し。「コーキ」、「コーキ」、「コーキ・ヨイ・ヤサートサ」の掛け声で進行する。素手の者は、両手を広げ、印を結んだ手首を足に合わせて上下させる。鳥居を過ぎる時は、両手を胸にあてる。謹厳な風格がある。

なお、行列の休止（下座）、開始（振立て）の合図は、すべて拍子木役が打鳴らす。一のき二のき三のきによつて行なう。

六 おわりに

旧例による社役行列は、近世後半は一回であつたと考えられる。旧藩主の道具寄進以来大名行列の形態をとるようになり、社役行列を指揮した旧大庄屋とのつながりから、六日にも振るようになったものではなかろうか。この段階で、府内城下図に見られるような、浜の市行幸の行列が参考にされたかもしれない。

明治十二年（卯年）に、氏子総代が、郡長宛に提出した「神幸行列帶刀之義問」^(注3)に対し帶刀が許可されている。昭和初期までは、刀・槍は真剣・真槍であった。

祭日を旧暦八朔から太陽暦九月朔日からに変更したのは、明治中期以降であろう。前記伺書は、十月六日付である。新・旧暦の日付の差が五〇日以上あることは、まま、みられることであり、このころはまだ旧暦で祭礼を執行している。

卯酉の神事において、中心的役割を果たすのは、「賀来七村」といわれる上片面・井出上・餅田・市・桑原・中島・大坪である。道貝を振るのは、これらの組（集落）である。先徒士の大字中尾・小野津留は、大名行列の形式が整う段階で加わったものではないかと推測される。鳥田頭は、市組が担当していたが、戸数が少ないとから負担が増し、旧中尾村のうちの脇組が振るようになったものである。この点大字賀来以外への広がりをみることができる。供奉太鼓は、江戸時代から門戸を開放しており、周辺地区も参加している。

卯酉の年には、四月ごろから保存会（安部敏雄代表）の役員が中心となつて段取りをする。七月中旬には、行列の役割りが定められる。振子は、ただちに、前回以前の経験者を指導者として練習にかかる。六年の空白があるので、正しく伝承するこ

とには困難が伴う。

所作は、それぞれの集落により異なるのでこれを伝えるため、ほぼ連日、徹底的に鍛え上げる。時刻は夕刻から九時ごろまでである。上片面と井出上・餅田・市と脇・桑原・中島と大坪の組に分けてあり、それぞれ公民館前や神社などの広場が練習場である。餅田は自治委員宅の坪を会場としている。広場には、竹を一本立て、鳥居の高さに縄を張って鳥居越しに備える。大名・若党役は、高価な衣裳を調整し、カンパンや勢子の着物は、それぞれの集落で縫製する。

練習の成果は、本来八月十六日の振合わせで示していたが、戦後は二十六日の衣裳揃えと合体した。八月二十六日に衣裳ぞろえを行なう。惣大名以下、新調した衣裳を身につけ、桑原の旧庄屋宅前より賀来神社まで、本番通りに行列し道具を振る。振子の練習と並行して、氏子達は道具の補修を行なう。雄鶏の尾と馬の尻毛が大量に必要で、この調達が最近は困難となつてている。道具は、平年は公民館に保管する集落がほとんどである。

なお、賀来神社（善神王宮）の祭礼期間が八朔から十一日までであったことを考慮すると、農事とのつながりが強かつたことがわかる。田賞めは、農村での八朔の行事であり、月遅れである現在の九月一日、十一日は、ほぼ二百十日、二百二十日にあたる。祭礼時の職には、風や穂など天候や農業に関する文字が見られ、豊作祈願の要素が強い。

卯酉についてみると、方位では、卯は東、酉は西をさし、太陽の通過道を示す。時刻でいえば、卯は明け六つ、酉は暮六つで、一日の始終をさす。灌漑用水でも、水路に水を通ずるのは卯の日、落水は酉の日を選んだといわれており、自然と農業との関係を示すものである。近世後半以降の卯酉の神幸行列は、このような考え方から行なわれたものではなかろうか。

(注1) 「大分県史料(9)」所収

(注2) 同右

(注3) 「神社編纂」大分県立大分図書館蔵

(注4) 「暦と日本人」内田正男著雄山閣昭和五十年

(注5) 元宮司宮成万里氏のご教示による

(大分県総務部総務課県史編さん班
大分市大字横瀬富士見が丘四一―一六)